

2019年4月25日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
代表理事 片山 登志子 様

株式会社ぜん
代表取締役 尾崎 成彦
【本部所在地】 〒150-0011
東京都渋谷区東 2-6-18 渋谷エポ
TEL : 03-6409-6500
HP : <https://www.zenwellbeing.co.jp/>

「2019年3月28日申入書」に対するご回答

先般、貴団体より頂きました申入書の内容につき、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. 各種キャンペーンを利用してご入会頂いた会員様の休会規定について

従前のホームページ等にあつては、「ピラティススタイル」「basi ピラティス」「ヨガプラス」「ビクラムヨガ」全ブランドにおいて、入会金無料キャンペーンを利用してご入会頂いた会員様が休会される場合には、入会金相当額の契約解除料を頂戴する旨が記載されております。

(結論)

以後は、当該休会に関する規定を、「ピラティススタイル」「basi ピラティス」「ヨガプラス」「ビクラムヨガ」全ブランドにおいて、“入会金無料キャンペーンを利用してご入会頂いた会員様が休会される場合には、休会事務手数料として3,000円(税別)を頂戴致します。”と改訂致します。併せて、入会時に関する規定のうち、休会時に契約解除料として、入会金相当額を頂戴する旨の記載を“入会金無料キャンペーンを利用してご入会頂いた会員様が休会される場合には、休会事務手数料として3,000円(税別)を頂戴致します。”と改訂致します。

2. 各種キャンペーンを利用してご入会頂いた会員様の退会規定について

従前のホームページ等にあつては、「ピラティススタイル」「basi ピラティス」「ヨガプラス」「ビクラムヨガ」全ブランドにおいて、入会金無料キャンペーンを利用してご入会頂いた会員様が退会される場合には、入会金相当額の契約解除料を頂戴する旨が記載されております。

(結論)

I. 以後は、上記の規定を会員様に向けてより明確に説明するために、入会に関する規定または説明書きにおいて、以下の趣旨の条項を設け、または記載を追加します。

① 入会金無料キャンペーンのご利用で入会された会員様には、キャンペーン特典ご利用の前提条件として、4ヵ月の継続契約期間を設けております。したがって、入会金無料キャンペーンをご利用されて入会された場合には、退会申請可能月は、4ヵ月目終了後が対象となります。病気や妊娠等のやむを得ない事情による場合であって医師の診断書をご提示頂いた時は別として、当該事情以外の理由により退会される場合には、自動的に『入会キャンペーン』の特典適用を取り消します。

② 退会後に再入会を希望されるお客様には、再登録料として5,000円を徴収させていただきます。また、再入会の場合には入会金無料キャンペーンのご利用はできません。

II. 退会に関する規定または説明書きにおいて、以下の趣旨の条項を設け、または記載を改訂します。

“入会に関するご説明で記載した通り、病気や妊娠等のやむを得ない事情以外の理由によって入会月より4ヵ月以内に退会を希望される場合には、自動的に『入会キャンペーン』の特典適用は取り消しとなります。したがって、入会金無料キャンペーンのご利用で入会され、入会月より4ヵ月以内に退会を申し出された会員様にあつては入会金※をお支払い頂きます。

※ グレード1のスタジオで入会された会員様にあつては、入会金は30,000円、グレード2及びグレード3のスタジオで入会された会員様にあつては、入会金は20,000円となります。

(理由)

上記変更の趣旨は、「入会金無料キャンペーンのご利用で入会された会員様に対しては、特典利用による入会の前提条件として、規約に記載された4ヵ月の継続契約期間を設定させて頂いていることに基づきます。したがって、病気や妊娠等のやむを得ない理由を除き、入会月より4ヵ月以内に退会を希望される場合は、当該『入会キャンペーン』の特典は自動的に取り消すことが相当であると判断しております。

また、そのような場合は事後的に入会金をお支払い頂くこととなりますが、これは退会に伴う違約金や退会事務に必要な手数料という位置づけではございません。入会金をお支払い頂いた上で通常入会された会員様と、キャンペーン特典のご利用によって入会された会員様のご料金負担の公平性を維持するための制度でもあります。

上記の取り扱いについては、当社と同業界あるいは近似の異種業界における取り決めにおいても同様の取り扱いが数多くなされています。

加えて、当社の提供サービスは特定商取引法上の特定継続的役務提供契約として指定されていないものの、顧客に対して契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約解除(クーリング・オフ)を認めるといった会員様目線に立った規定も自主的に設けていることを申し添えます。

貴法人の申入書に記載された「契約の違約金として平均的な損害を超える」というご指摘につきましては、上記の通り、入会金無料キャンペーンご利用の会員様の退会時に頂戴する費用は損害賠償を目的とした違約金という位置付けではないことから、この点をご理解頂けますと幸いに存じます。

3. 消費者のみなさまへのご案内について

上記に基づき、2019年5月末頃を目途に、当社ホームページを改訂するとともに、入会時の説明ガイドや会則も併せて訂正します。

以 上